

滋賀県環境影響評価条例の改正について

1 改正の背景

環境影響評価法の一部改正（平成23年4月公布）

法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、手続きの追加等が行われ、平成25年4月までに段階的に施行される。主なものは次のとおり。

- (1) 事業計画段階における配慮書の手続の新設
- (2) 方法書における説明会の開催等の義務化
- (3) 電子縦覧の義務化
- (4) 環境保全措置等の公表等の手続きの具体化

2 条例改正の概要（審議会での検討の方向性）

(1) 事業計画段階における配慮書の手続の新設

現在実施している環境アセスメントは、事業実施に係る環境保全に効果を有する一方、既に事業の内容、位置等事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難であった。

このことから、事業計画の早い段階で、代替案も視野に入れて検討できるよう、平成23年度に事業計画段階における配慮書の手続が環境影響評価法に取り入れられた。

環境影響評価法では国が関与する大規模事業を、県条例ではより小規模事業等をアセスメントの対象としているが、滋賀地域の環境をより一層、保全していくため、条例においても法律と同様に、事業者が、事業の位置や規模等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階において配慮書を作成することを義務化する。

(2) 方法書における説明会の開催等の義務化

方法書の実態として、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっていること等を踏まえ、事業者による方法書段階における説明会の実施を義務化する。

なお、現条例では、実施計画書となっているが、今後、法にあわせて方法書と名称を改める。

(3) 電子縦覧の義務化

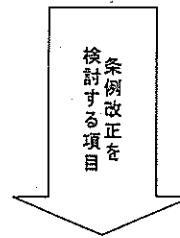
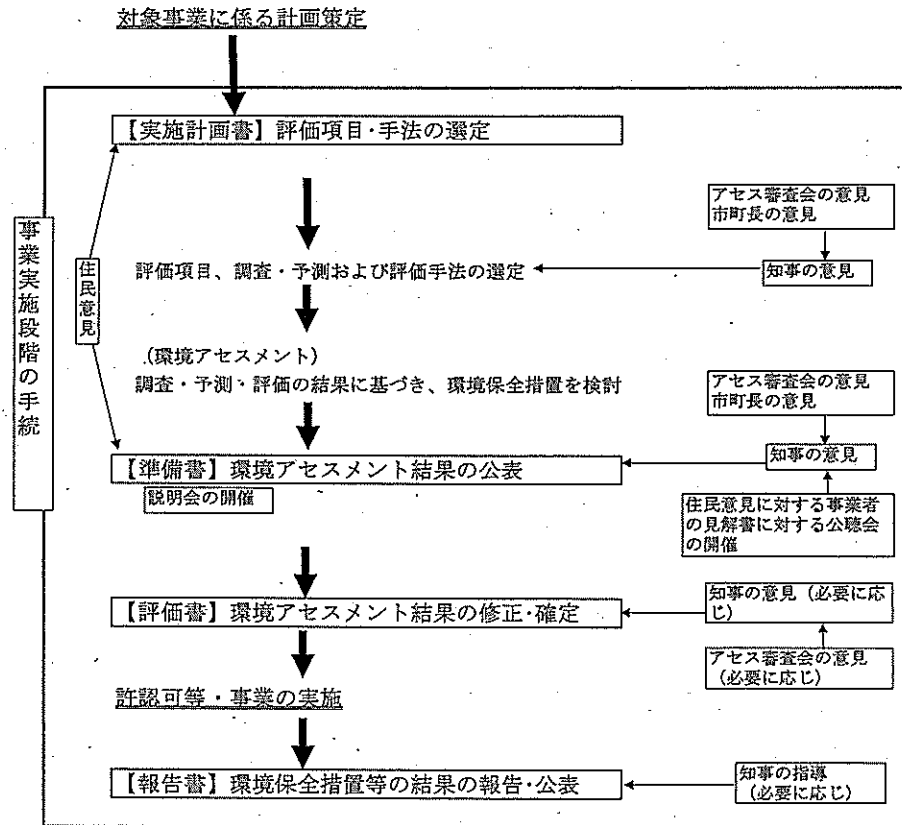
電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧を義務化する。

3 スケジュール(予定)

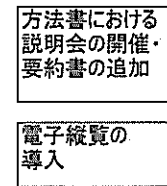
- (1) 24年6月 県環境審議会に諮問
- (2) 24年9月 同審議会環境企画部会において審議
- (3) 24年10月 同審議会環境企画部会において審議 (予定)
- (4) 24年12月 常任委員会に説明後、条例改正案について県民政策コメント実施
- (5) 25年2月 条例改正案を県議会に上程
- (6) 25年4月 改正条例施行(計画段階配慮書手続きは一定の周知期間後に施行)

滋賀県環境影響評価条例による手続き 現行と改正案の比較

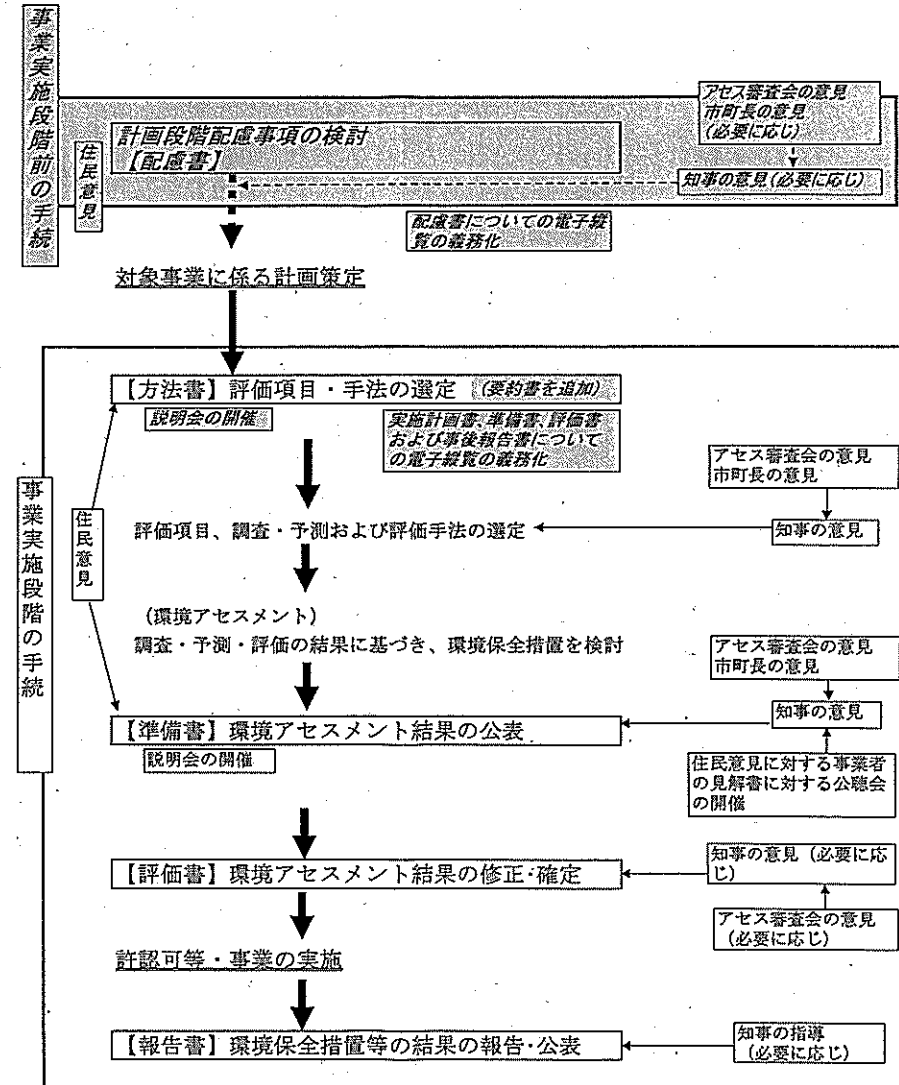
現行 環境影響評価条例 手順フロー



配慮書の導入



(改正案) 環境影響評価条例 手順フロー



法と条例の対象事業の比較

対象	法 律			条 例	
	※国が免許・補助金・法律設置法人・直接事業等の一定の関与する事業				
	対象事業の種類	対象規模要件		対象事業の種類	対象規模要件
第1種事業		第2種事業			
道路	高速自動車道	すべて			
	首都高速道路など	4車線以上のもの			
	一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5~10km	一般道路 一般道路(改築)	4車線以上・7.5km以上 7.5km以上
河川	大規模林業園開発林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15~20km	自然公園特別地域道路 自然公園特別地域道路(改築)	2車線以上(林道は幅員が5mを超えるもの)・2km以上 改築(バイパス)2km以上
	ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75~100ha	ダム、堰 ダム、堰(改築)	湛水面積50ha以上 25ha以上増
	放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75~100ha	放水路、捷水路 湖沼水位調節施設	改変面積20ha以上 露出面積50ha以上
鉄道	新幹線鉄道	すべて			
	鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5~10km	鉄道、軌道 鉄道、軌道(改良)	7.5km以上 7.5km以上
飛行場	飛行場	滑走路長2500m以上	滑走路長1875~2500m	飛行場 飛行場(滑走路の延長)	滑走路長1,875m以上 375m以上
発電所	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25~3万kW	水力発電所 水力発電所(規模の変更)	出力2万kW以上 2万kW以上
	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25~15万kW	火力発電所 火力発電所(規模の変更)	出力2万kW以上 2万kW以上
	風力発電所	出力1万kW以上	出力750kW~1万kW	風力発電所 風力発電所(規模の変更)	出力1,500kW以上 1,500kW以上
	地熱発電所	出力1万kW以上	出力750kW~1万kW		
	原子力発電所	すべて			
廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25~30ha	廃棄物最終処分場 廃棄物最終処分場(規模の変更)	敷地面積5ha以上 5ha以上増
				し原処理施設 し原処理施設(規模の変更)	日100kL以上 日100kL以上増
		ごみ焼却施設 ごみ焼却施設(規模の変更)	時間4t以上 時間4t以上増		
		下水道終末処理場 下水道終末処理場(増設)	敷地面積5ha以上 5ha以上増		
埋立・干拓	埋立、干拓	面積50ha超	面積40~50ha	埋立、干拓	埋立面積3ha以上
港湾施設の建設	港湾計画	埋立・堤込み面積合計300ha以上		港湾施設の建設 港湾施設の建設(改築)	新設 事業面積3ha以上
				土石、砂利採取(湖中) 土石、砂利採取(陸上) 土石、砂利採取(陸上・区域の変更)	事業面積5ha以上 事業面積20ha以上(自然公園 ^(注2) は10ha以上) 20ha以上増(自然公園 ^(注2) は10ha以上増)
土地区画整理事業	土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75~100ha	土地区画整理事業	事業面積20ha以上(40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上)。(森林(注1は15ha以上、自然公園(注2は10ha以上))
新住宅市街地開発事業	新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75~100ha		
工業団地造成事業	工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75~100ha	工業団地造成事業	事業面積20ha以上(森林 ^(注1) は15ha以上、自然公園 ^(注2) は10ha以上)
新都市基盤整備事業	新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75~100ha		
流通業務団地造成事業	流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75~100ha		
宅地の造成事業	宅地の造成事業	面積100ha以上	面積75~100ha	宅地の造成事業	事業面積20ha以上(森林 ^(注1) は15ha以上、自然公園 ^(注2) は10ha以上)
第2種特定工作物(レクリエーション施設)				第2種特定工作物(レクリエーション施設) 第2種特定工作物(レクリエーション施設)(増設)	事業面積20ha以上(森林 ^(注1) は15ha以上、自然公園 ^(注2) は10ha以上) 20ha以上(森林(注1は15ha以上、自然公園(注2は10ha以上))
				工場等の建設(排水量) 工場等の建設(排水量)(増設) 工場等の建設(燃料使用量(重油換算)) 工場等の建設(燃料使用量(重油換算))(増設) 工場等の建設(敷地面積) 工場等の建設(敷地面積)(増設)	2,000m ³ 以上 日2,000m ³ 以上増 時間3kL以上 時間3kL以上増 10ha以上 10ha以上の増または土地の形状の変更
高層建築物				高層建築物 高層建築物(増築、改築)	高さ60m以上・床面積5万m ² 以上 5万m ² 以上
				都市公園 スキー場	改築20ha以上(森林 ^(注1) は15ha以上、自然公園 ^(注2) は10ha以上) 改築20ha以上(森林 ^(注1) は15ha以上、自然公園 ^(注2) は10ha以上)

注1) 森林：国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域が15ha以上含まれる場合
 注2) 自然公園：自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域が1ha以上含まれる場合

*平成23年8月28日から平成26年9月27日までの間に、工業団地において工事着手するものについては、排水量 日 5,000m³以上、燃料使用量(重油換算) 時間10kL以上、または敷地面積20ha以上。